

男女共同参画で 農林水産大臣賞

女性農業委員登用で高く評価

3月8日に東京品川区立総合区民会館「きゅりあん」で第25回農山漁村女性の日記念の集いが行われ、横手市農業委員会は2011年度農山漁村男女共同参画活動表彰・組織における女性登用部門で農林水産大臣賞に輝きました。

農業委員会では、早くから女性農業委員の登用に取り組み、地域の良き相談相手として女性ならではの視点を生かした活動を展開してきたことが評価されました。当日は全国から約600人の女性農業士らが集まり、仲野農林水産大臣政務官より賞状が授与されました。

表彰式のと高橋幸子委員より活動報告が行われ、横手市の農業委員活動を広く全国の方々に紹介することができました。



活動報告をする高橋委員



仲野政務官より表彰を受ける高瀬会長

農林水産大臣表彰

高瀬会長へ表彰状

農業委員に対する平成23年度の農林水産大臣表彰の伝達式が1月25日、東北農政局秋田地域センターで開かれ、穴井達也センター長から高瀬俊作会長に表彰状が手渡されました。秋田県の受賞者は41人目です。

高瀬会長は昭和59年から同農業委員会の委員を務め、女性農業委員の擁立や食農教育の推進に取り組んできました。



穴井センター長より表彰を受ける高瀬会長

こんな時は、
農業委員にお気軽に
ご相談ください！

農業委員は農家の目線に立って、次の相談をおこなっています。

相談内容

- ◎ 経営規模拡大
- ◎ 農地を売りたい
- ◎ 農地の貸し借り
- ◎ 農地転用
- ◎ 農業者年金
- ◎ 農地と税金
- ◎ 相続と農地

農業委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に応えていきます。また、相談内容については、秘密を守りますので気軽にご相談ください。



知って得する 農業者年金



Q: 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか?

A: お支払いいただいた保険料は全額社会保険料控除の対象になるので税金が安くなります!

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、**所得税・住民税が節税**になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その**運用収益は非課税**です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人
農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F

電話: 03 (3502) 3942 FAX: 03 (3592) 2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!